

## 第 2 回

さいたま市・岩槻市合併協議会

(1) 報告事項

報告第 1 号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

さいたま市及び岩槻市の議会において検討することとした議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、両市の議会から別紙のとおり報告があったので、報告する。

平成 1 6 年 7 月 2 0 日

さいたま市・岩槻市合併協議会

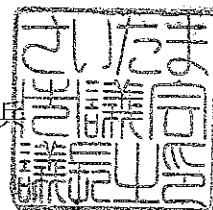
会長 相 川 宗 一



議 会 議 発 8 0 号  
平成 1 6 年 7 月 1 6 日

さいたま市・岩槻市合併協議会  
会 長 相 川 宗 一 様

さいたま市議会議長  
佐 伯 鋼 兵



議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（報告）

さいたま市議会において検討を求められました、議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、大方の会派から合意が得られましたので、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第6条第2項及び第3項の規定により、さいたま市議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、さいたま市議会の議員の定数を増加し、岩槻市の区域をその区域とする選挙区を設け、増員選挙を行う。
- 2 合併後最初に行われるさいたま市議会の議員の一般選挙における議員の定数については、合併特例法第6条第5項の規定は適用しない。



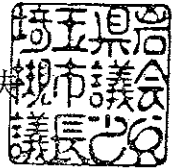
平成16年7月16日

さいたま市・岩槻市合併協議会

会 長 相 川 宗 一 様

岩 槻 市 議 会

議 長 竹 内 昭 夫



議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（報告）

盛夏の候 貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成16年6月25日の第1回さいたま市・岩槻市合併協議会で提案されました標記事項につきまして、本市議会で検討いたしました結果、下記のと通りの結論に達しましたので報告いたします。

なお、本市議会といたしましては、さいたま市との合併実現に向け、最大限の努力をいたす所存でありますので、今後とも特段のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 提案第2号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

- ・ 合併時の議会の議員の定数は、合併特例法第6条第2項の規定を適用する。

なお、同法同条第5項の規定の適用については、さいたま市議会の考え方を尊重し、その意向に合わせるものとする。